平成２５年（フ）第２５６号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目57番地　リバーガーデン藤302、前住所兵庫県尼崎市武庫川町４丁目17番地の１　エクセル武庫川503号
債務者　田邊　智子
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２０号
北九州市若松区小石本村町24番１号
債務者　松永　幸三
１　決定年月日時　平成25年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４４号
北九州市戸畑区菅原２丁目３番19号
債務者　原田　正枝
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５４号
北九州市八幡東区宮田町16番７号
債務者　中村　明義
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５５号
北九州市八幡東区宮田町16番７号
債務者　中村　　忍
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７３号
北九州市小倉北区白銀１丁目１番５―406号
債務者　久保　直志
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市春山町331番地
債務者　桑木野佐百合
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目23番５号　藤崎ビル301号
債務者　大迫　文子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目19番64号
債務者　山﨑　裕二
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市照国町12番12号　ザビエルコーポ1102号
債務者　勢瀬　勝利
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目７番７号
債務者　馬場　正三
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６８２号
名古屋市西区南川町32番地　レジデンス南川203号
債務者　瀧廣　　薫
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４８号
神戸市長田区長田町６丁目２番２号
債務者　堀北　佳代
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３４号
神戸市長田区北町２丁目38番地の１　北池ビル５Ｄ
債務者　佐々木美由紀（旧姓脇）
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４１号
神戸市灘区岸地通４丁目１番３号　東嶋アパート101
債務者　田和　　猛
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９号
兵庫県氷上郡氷上町常楽721番地２
債務者　高橋　義治
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県丹波市氷上町常楽721番地２
債務者　高橋千榮子
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県篠山市下板井27番地１
債務者　松本　孝行
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係